

2024年度（令和6年度）静岡県産品販路拡大支援業務委託契約書

日本公益社団法人静岡県国際経済振興会上海代表処（以下「甲」という）は、〇〇〇〇（以下「乙」という）と2024年（令和6年度）静岡県産品販路拡大支援業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「2024年度（令和6年度）静岡県産品販路拡大支援業務委託要領（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結の日から2025年3月31日までとする。

（委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 _____ 元（税込み）を支払うものとする。

（支払方法）

第4条 乙は、第9条の規定によりその額が確定した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、全額又は分割して前金払をするものとする。

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止・制限）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。また、委託業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を受けなければならない。

2 甲は、乙に対して義務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するよう請求することができる。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲が乙の委託業務の実施の中で不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により1月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相

手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(業務報告書の提出)

第9条 乙は、要領に定める前月分のふじのくに通商エキスパート活動報告書を、甲に、当月の10日までに提出しなければならない。

(処理状況の報告等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調整をすることができる。

(委託費の処理)

第11条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 委託費が前払いされているときは、乙は、前金払された委託費のうち、甲が認める既履行部分に相当する金額を除き、これを甲に返還する。

(2) 委託費が前払いされていないときは、甲が認める既履行部分に相当する金額を乙に支払う。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結に関する費用及び成果品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(成果の帰属)

第15条 この契約に基づき作成されたリスト、調査報告書その他の資料は、甲に帰属するものとする。ただし、甲が認めたときは、この限りではない。

(合意管轄)

第16条 本契約に関する一切の紛争については、日本国の紛争処理機関（裁判所等）に付託されることに合意する。

(定めのない事項)

第17条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年 月 日

甲：日本公益社団法人静岡県国際経済振興会上海代表処
所長 石川 祐介

乙：

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせる際には、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は自らが作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、委託事業の実施以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。